

# 食品安全委員会第971回会合議事録

1. 日時 令和7年2月4日（火） 14：00～14：38

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・農薬 5品目

(消費者庁からの説明)

ピラジフルミド

フルアジナム

フルキサメタミド

フルピリミン

メピコートクロリド

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「グルホシネート」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「CRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2株を利用して生産されたフイターゼ」に係る食品健康影響評価について

(3) その他

4. 出席者

(委員)

山本委員長、浅野委員、祖父江委員、頭金委員、小島委員、杉山委員、松永委員

(説明者)

消費者庁 林残留農薬等基準審査室長

(事務局)

中事務局長、及川事務局次長、藤田総務課長、井本評価第一課長、

古田評価第二課長、浜谷情報・勧告広報課長、横山農薬評価室長、

今井評価情報分析官、寺谷評価調整官

5. 配付資料

資料1-1 食品健康影響評価について<ピラジフルミド>

資料1-2 食品健康影響評価について<フルアジナム>

- 資料 1 - 3 食品健康影響評価について<フルキサメタミド>
- 資料 1 - 4 食品健康影響評価について<フルピリミン>
- 資料 1 - 5 食品健康影響評価について<メピコートクロリド>
- 資料 1 - 6 「ピラジフルミド」「フルアジナム」「フルキサメタミド」「フルピリミン」「メピコートクロリド」の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<グルホシネート>
- 資料 2 - 2 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<CRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2株を利用して生産されたフィターゼ>
- 資料 3 食品安全委員会の運営について（令和6年10月～令和6年12月）

## 6. 議事内容

○山本委員長 ただ今から第971回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

また、消費者庁の林残留農薬等基準審査室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にございます「食品安全委員会（第971回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いします。

○藤田総務課長 事務局でございます。本日の資料は9点ございます。

資料1-1から1-5までが農薬「ピラジフルミド」「フルアジナム」「フルキサメタミド」「フルピリミン」「メピコートクロリド」に係る消費者庁からの諮問書「食品健康影響評価について」、資料1-6がこれらに係る消費者庁からの説明資料です。「『ピラジフルミド』『フルアジナム』『フルキサメタミド』『フルピリミン』『メピコートクロリド』の食品安全基本法第24条第1項第1号に基づく食品健康影響評価について」。資料2-1が「農薬に係る食品健康影響評価の審議結果について<グルホシネート>」、資料2-2が「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価の審議結果について<CRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2株を利用して生産されたフィターゼ>」、資料3が「食品安全委員会の運営について（令和6年10月～令和6年12月）」。

以上でございます。不足等ございませんでしょうか。

○山本委員長 続きまして、議事に入る前に、「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○藤田総務課長 事務局におきまして、委員の皆様にご提出いただきました確認書及び現

時点での今回の議事に係る追加の該当事項の有無を確認しましたところ、本日の議事について、委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいませんでした。

○山本委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○山本委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。

資料1-1から1-5までにありますとおり、内閣総理大臣から1月29日付で農薬5品目について、それぞれ食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、消費者庁の林残留農薬等基準審査室長から説明をお願いいたします。

○林残留農薬等基準審査室長 消費者庁食品衛生基準課残留農薬等基準審査室長の林と申します。

それでは、資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

資料1-6をお手元に御用意いただけますでしょうか。別添1と書かれました2ページ目を御覧ください。

1剤目は農薬「ピラジフルミド」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましては、今回、新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤でございます。

日本におきましては、はくさい、たまねぎなどに農薬登録がされており、今回、おくら、しょうがなどへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外の状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされており、国際基準はりんご、なしなどに設定されております。諸外国では、カナダでりんご、豪州でぶどう、仁果類などに基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで2回評価いただいております、ADIは0.021 mg/kg 体重/日、ARfDは1.6 mg/kg 体重と設定されております。

次のページに参りまして、暴露評価を行っております、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。

1 剤目は以上でございます。

次のページに参りまして、続きまして、2 剤目は農薬「フルアジナム」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請及び追加資料の提出がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましても、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺菌剤、殺ダニ剤です。

日本においては、農薬としてばれいしょ、りんごなどに農薬登録がされており、今回、マンゴー、にんにくへの適用拡大申請などがされております。

国際機関、海外の状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国でりんご、にんじん、欧州でブルーベリー、トマトなどに基準値が設定されています。

食品安全委員会では、これまで4回評価いただいております、ADIは0.01 mg/kg 体重/日、ARfDは一般の集団で0.5 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性で0.02 mg/kg 体重と設定されております。

また、暴露評価を行い、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。

2 剤目は以上でございます。

次のページに参りまして、続きまして、3 剤目は農薬「フルキサメタミド」でございます。

本件は、農林水産省から農薬取締法に基づく適用拡大申請による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は殺虫剤でございます。

日本においては、農薬としてだいこん、トマトなどに農薬登録されており、今回、しゅんぎくなどへの適用拡大申請がなされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価がなされておらず、国際基準は設定されておられません。諸外国では、米国で茶に基準値が設定されております。

食品安全委員会では、これまで3回評価いただいております、ADIは0.0085 mg/kg 体重/日と設定され、ARfDは設定の必要なしとされております。

次のページに参りまして、暴露評価でございますが、ADIを超えないことを確認しております。

3 剤目は以上でございます。

次のページに参りまして、続きまして、4剤目は農薬「フルピリミン」でございます。  
本件は、農林水産省から追加資料の提出による残留基準値設定の要請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

本剤につきましても、今回新たに提出された資料に毒性や代謝に関する新たな知見が含まれていなかったため、先だって食品衛生基準審議会での審議を行っております。

用途は殺虫剤でございます。

日本におきましては、農薬として稲に農薬登録されており、今回、稲の試験成績が追加で提出されています。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRでは毒性評価はなされておらず、国際基準は設定されておりません。諸外国でも基準値は設定されておりません。

食品安全委員会では、これまで1回評価いただいており、ADIは0.011 mg/kg 体重/日、ARfDは0.08 mg/kg 体重と設定されております。

暴露評価でございます。次のページでございますが、ADI及びARfDを超えないことを確認しております。

4剤目は以上です。

次のページに参りまして、続きまして、5剤目は農薬「メピコートクロリド」でございます。

本件は、インポートトレランスによる残留基準値設定の申請がなされていることから、改めて食品健康影響評価をお願いするものでございます。

用途は植物成長調整剤です。

日本においては、農薬として、ぶどうに農薬登録がされております。

国際機関、海外での状況ですが、JMPRにおいて毒性評価がなされておりますが、国際基準の設定はされておりません。諸外国におきましては、米国でぶどう、綿実、欧州で綿実、大麦などに基準値が設定されております。今回、綿実へのインポートトレランス申請がなされております。

食品安全委員会では、これまで1回評価いただいており、ADIは0.3 mg/kg 体重/日、ARfDは0.3 mg/kg 体重と設定されております。

最後になりますが、今回、改めて評価をお願いするものにつきまして、別添2に前回の評価時点からの追加のデータの状況を列記しております。このうち、ピラジフルミド、フルアジナム、フルキサメタミド及びフルピリミンにつきましては、作物残留試験などに加え、暴露評価結果として食品衛生基準審議会の部会の審議資料も提出しております。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いたします。

農薬「ピラジフルミド」「フルアジナム」「フルキサメタミド」「フルピリミン」及び

「メピコートクロリド」については、食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有しておりますので、平成21年10月8日付の委員会決定「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価対象について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の適用を受けるものと認められます。

これらの品目については、今回の諮問に当たり、試験成績等が追加提出されております。同委員会決定の1の(2)の規定により、先ほどの消費者庁からの説明及び今回追加で提出された資料に基づき、既存の評価結果に影響が及ぶかどうかについて検討を行いますので、担当の浅野委員から説明をお願いいたします。

○浅野委員 それでは、御説明申し上げます。

農薬「メピコートクロリド」につきましては、*in vitro*小核試験等が追加されていることから、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるものと認められます。

農薬「ピラジフルミド」「フルアジナム」「フルキサメタミド」及び「フルピリミン」につきましては、追加試験として作物残留試験の結果だけが提出されており、かつ本委員会の審議に先だって実施された食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会におきまして暴露評価を行った結果についても併せて御報告を受けております。

評価要請に当たり、委員会が既に決定している許容一日摂取量及び急性参照用量に影響を与える可能性がない試験結果である作物残留試験だけが提出され、かつ暴露評価の結果も併せて報告されています。また、リスク管理機関により提出された資料の内容から、新たに安全性について懸念されるような知見は認められておらず、前回の評価結果から変更は不要と考えます。

そのため、同委員会決定の1の(2)②の規定に基づきまして、本件は評価書を改訂することなく評価の結果を通知するものと考えます。

以上、農薬「ピラジフルミド」「フルアジナム」「フルキサメタミド」及び「フルピリミン」につきましては、これらの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えております。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の委員からの説明によりますと、農薬「メピコートクロリド」については、現時点で既存の評価結果に影響を及ぼす可能性があるとのことですので、農薬に関する専門調査会において審議する。農薬「ピラジフルミド」「フルアジナム」「フルキサメタミド」及び「フルピリミン」については、評価書の改訂を行わず、既存の評価結果を変更しないことから、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、すなわち「ピラジフルミド」の許容一日摂取量(ADI)を0.021 mg/kg 体重/日、急性参照用量(ARfD)を1.6 mg/kg 体重と設定する。「フルアジナム」のADIを0.01 mg/

kg 体重/日、一般の集団に対するARfDを0.5 mg/kg 体重、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対するARfDを0.02 mg/kg 体重と設定する。「フルキサメタミド」のADIを0.0085 mg/kg 体重/日と設定し、ARfDは設定する必要がないと判断した。「フルピリミン」のADIを0.011 mg/kg 体重/日、ARfDを0.08 mg/kg 体重と設定するという内容をリスク管理機関へ通知するという事によろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、農薬「メピコートクロリド」については、農薬第二専門調査会において審議することといたします。

林室長、どうもありがとうございました。

## (2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○山本委員長 次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

まず、農薬「グルホシネート」についてです。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○横山農薬評価室長 資料2-1に基づき御説明申し上げます。グルホシネートの農薬評価書第6版になります。評価書は3部構成になっております。

まずその資料の説明をさせていただきたいと思っております。

右下のページで2ページを御覧ください。グルホシネートの評価書となりますが、3ページのとおり、まず総合評価というものがございまして、第一部としてグルホシネートの評価書案、第二部としてグルホシネートPの評価書案がございまして、これらの総合評価が、それらの前にあるという構成になっております。

13ページから第一部がございまして、まずそちらの御説明を申し上げます。グルホシネートの評価書案、第一部の内容でございまして。

審議の経緯でございまして、19ページを御覧ください。下の方から次のページに経緯の記載がございまして、インポートトレランス設定の要請、適用拡大申請に係る基準値設定依頼、加えて新規登録申請に係る基準値設定依頼のあったことを受けまして、6月に内閣総理大臣から評価要請のあったものでございまして、10月及び11月の農薬第二専門調査会で御審議いただき、本日御報告申し上げます。

25ページを御覧ください。このものの構造は、6. に示されたものになります。

次のページの 8. の開発の経緯にございますとおり、このものはアミノ酸系の除草剤で、グルタミン合成酵素阻害によりアンモニアが蓄積し、植物の生理機能を阻害して殺草活性を示すと考えられているものでございます。グルホシネートは光学異性体の R 体と S 体の混合物（ラセミ体）でございます。グルホシネートは1984年に初回農薬登録されたものですが、今回、異なる原体を含む農薬が新規登録申請され、新たな毒性試験等が提出されたというものでございます。

また、第二部にまとめられているグルホシネート P でございますが、S 体を選択的に含有するものとなります。

重版でございますので、評価書の内容につきまして、変更点を中心に御説明申し上げます。27ページにお進みください。まず、環境中動態に関する試験の記載がございまして、28ページと29ページの 2. の（2）の加水分解試験②、（4）の水中分解試験②が追加提出されました。

植物代謝試験では、31ページの 4. の（1）の②に当たります水稻-2の試験と、32ページ、33ページに記載がございませすキャベツ、トマトの試験が追加されました。主要代謝物は B で、既提出の試験でも B が主要代謝物となっていたというような結果でございます。

37ページにお進みください。4. の（2）になりますが、作物残留試験について、国内、海外で実施された試験が追加されまして、海外の結果が追記されました。最大残留値はグルホシネートがホップの0.262 mg/kg、代謝物 B が綿実の0.872 mg/kg、代謝物 Z の最大残留値が綿実の7.43 mg/kg という結果でした。国内の最大残留値には変更はございませんでした。

42ページにお進みください。下の方からラットを用いた動物体内動態試験の記載がございませす。今回追加されたのは、46ページの（3）ラット③の試験となります。薬物動態学的パラメータは次のページの表30のとおりとなっております。吸収率は雄で少なくとも30.1%、雌で少なくとも25.6%と算出されています。

53ページから毒性試験の結果がございませす。急性経口毒性試験では54ページの表中の Wistar Hannover ラットの試験が追加になりました。LD<sub>50</sub>が2,000 mg/kg 体重超という結果でございませす。

57ページから反復投与の結果の記載がございませす。亜急性毒性試験としまして、59ページから記載のございませす（3）と（4）のラットの試験と、62ページ、63ページの（8）、（9）のマウスの試験、64ページからの（11）、（12）のイヌの試験が追加されました。

65ページから記載がございませす長期の試験では、66ページの（2）のイヌの試験、（3）のラットの併合試験、69ページの（6）のマウスの発がん性試験が追加されました。ラット、マウスとも発がん性なしとの結果でございませす。

また、少しお戻りいただくのですが、67ページ、（4）のラットを用いた併合試験が ADI の設定根拠とされていた試験で、今回の評価でも ADI の設定根拠と判断されました。

70ページから神経毒性試験がございませす。次のページの（3）急性神経毒性試験、73

ページの（５）の亜急性神経毒性試験が追加されました。

74ページから10.として生殖発生毒性試験の記載がございまして、（２）の２世代繁殖試験が追加され、繁殖能に対する影響は認められなかったとされました。

また、77ページの（６）のラットの試験、次のページの（８）のウサギを用いたいずれも発生毒性試験が追加されまして、いずれも催奇形性は認められなかったとされました。また、（８）のウサギを用いた発生毒性試験が今回の評価でARfDの設定根拠とされた試験になります。

78ページから遺伝毒性試験がございまして、次のページの表76の試験の一部が追加提出され、いずれも陰性の結果となっております。

そのほか80ページからの記載にございまして急性毒性試験の結果ですとか、少し先に進んでいただきまして、93ページの急性経口毒性試験と103ページからの遺伝毒性試験の一部も追加提出されています。これらは代謝物の試験となります。

105ページの食品健康影響評価を御覧ください。ばく露評価対象物質につきましては、106ページの中ほどに記載がありますとおり、農産物及び畜産物中のばく露評価対象物質をグルホシネート並びに代謝物B及びZと設定されました。前版からの変更はありませんでした。

また、ADI、ARfDにつきましては、107ページに記載のとおりでございまして、ADIについてはラットを用いた慢性毒性／発がん性併合試験の無毒性量を100で除した0.019 mg/kg 体重／日とされ、前版からの変更はありませんでした。一方、ARfDでございまして、前版までの評価では、イヌで認められた投与初期の体重増加抑制に対する無毒性量5.5 mg/kg 体重／日を根拠として100で除した0.055 mg/kg 体重と設定されていましたが、今回提出されたウサギを用いた発生毒性試験において認められた母動物の投与初期の体重減少及び摂餌量減少の無毒性量が5 mg/kg 体重／日でございまして、イヌの無毒性量より小さな値となったため、これを根拠に100で除した0.05 mg/kg 体重と変更されました。

続きまして、第二部を御覧いただきたく思うのですが、169ページにお進みください。

さらにお進みいただきまして、179ページを御覧いただきまして、評価対象農薬の概要がございまして、6.に構造式がございまして、下の方からの開発の経緯の記載でございまして、次のページに記載がございまして、グルホシネートPでございまして、このものはS体を選択的に製造したものととなっております。このグルホシネートPにつきましては、今回、試験の追加はなく、評価書の記載様式の変更に伴う試験の記載順の変更などの記載整備が行われたというものでございます。

199ページから食品健康影響評価の記載がございまして、ADI、ARfDにつきましては、200ページのとおりでございまして、前版からの変更はございませんでした。

資料の最初の方にお戻りいただければと思います。2ページをお願いいたします。グルホシネートとグルホシネートPのこれら2つの成分の総合評価の資料となります。

6ページには今回の評価依頼に関する経緯が記載されています。

10ページから総合評価の記載となりまして、(1)としてラセミ体の評価の要約、(2)にS体のグルホシネートPの評価の要約、次のページの(3)としまして総合評価の記載がされております。(3)の総合評価に記載がございますとおり、S体を選択的に含有し、毒性も強く表れるグルホシネートPに基づく総合評価を行うこととされ、グルホシネートPで設定したADI及びARfDがグルホシネートのADI及びARfDと設定されているものでございます。

今回、ラセミ体のグルホシネートのARfDが0.055から0.05 mg/kg 体重に変更となりましたが、グルホシネートPのARfDが0.01 mg/kg 体重とより小さい値でして、この値で設定することが妥当との確認がなされました。したがって、総合評価の結果のグルホシネートとしてのADI及びARfDは、前版からの変更なしとの結論とされたものでございます。

また、12ページに記載がございますとおり、ばく露量については、本評価結果を踏まえた報告を求めて確認するものとなります。

以上となりますが、グルホシネートにつきまして、これまでの評価結果を変更するものではございませんので、国民からの意見・情報の募集を実施することなく、リスク管理機関に結果をお返ししたいと考えているものでございます。

以上になります。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬第二専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちグルホシネートのADIを0.0091 mg/kg 体重/日、ARfDを0.01 mg/kg 体重と設定するということよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

続きまして、遺伝子組換え食品等「CRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2株を利用して生産されたフィターゼ」についてです。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手續が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○今井評価情報分析官 お手元の資料2-2に基づき御説明いたします。

右下のページ番号で3ページを御覧ください。審議の経緯でございます。2024年11月の食品安全委員会において要請事項説明がなされ、その後、遺伝子組換え食品等専門調査会

において御審議いただき、12月の食品安全委員会において専門調査会の審議結果を報告しております。その後、12月25日から本年1月23日まで意見・情報の募集を行ったものでございます。

5 ページの評価対象飼料添加物の概要を御覧ください。本飼料添加物は、*Trichoderma reesei* RL-P37株を宿主として、フィターゼをコードするCRC2836-13885遺伝子を導入して作製したCRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2株を利用して生産されたフィターゼでございます。本遺伝子は、腸内細菌である*Buttiauxella*種を含む多種の細菌のフィターゼのアミノ酸配列のうち機能に関する部分の共通の配列であるコンセンサス配列を基に設計した化学合成遺伝子でございます。

本飼料添加物は、フィチン酸を分解して無機のリン酸を遊離させる酵素であり、豚、鶏及びウズラの飼料に添加して飼料のリン利用効率の改善を目的として使用される6-フィターゼでございます。

ページ中ほどから食品健康影響評価でございます。

次の6 ページの最後の段落を御覧ください。本飼料添加物については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき食品健康影響評価を実施した結果、組換え体由来の新たな有害物質が生成され、畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したとしております。

意見・情報の募集結果については、7 ページに参考として添付しております。期間中、2 件の御意見がございました。

1 件目の御意見の内容ですが、机上の空論でしかない議論に意味はなく、全ての遺伝子操作はその影響が不明だという点だけで認められませんという御意見です。

2 件目の御意見の内容ですが、遺伝子組換え成分が個々の細胞や体内酵素（細菌）にどう影響しているか分かっているのでしょうか。現時点の科学レベルでリスクが見えていないからOKを出す姿勢に反対ですという御意見をいただいています。

これに対する専門調査会の回答ですが、食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて実施していること。また、遺伝子組換え飼料添加物の食品健康影響評価においては、科学的知見等を踏まえ作成された「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき、申請者から提出された実験データ等を踏まえ実施していること。具体的には、宿主及び挿入DNAの安全性、挿入DNAの導入方法、挿入されたDNA及びその近傍配列から新たな有害物質が生成される可能性等について確認し、遺伝子産物の畜産物中への移行に関する知見を踏まえて審議した結果、遺伝子組換え体由来の新たな有害物質が生成され、畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成

分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜等の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性はないと考えられたこと。

次のページに続いておりますが、以上のことから、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したことを説明しております。

以上、今回2件の御意見が寄せられましたが、専門調査会の結論を変更することなく、関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「CRC2836-13885 LVS\_ETD MB#2株を利用して生産されたフィターゼ」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき食品健康影響評価を実施した結果、遺伝子組換え体由来の新たな有害物質が生成され、肉、乳、卵等の畜産物中に移行する可能性、遺伝子組換えに由来する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性及び当該成分が家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質を産生する可能性はないと考えられることから、改めて「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物に関する食品健康影響評価指針」に準じて評価する必要はなく、当該飼料添加物を摂取した家畜に由来する畜産物については、人の健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○山本委員長 ありがとうございます。

### (3) その他

○山本委員長 ほかに議事はありませんか。

○藤田総務課長 令和6年10月から12月までの四半期における食品安全委員会の運営実績について、資料3のとおり取りまとめておりますので、御報告いたします。

以上でございます。

○山本委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合は、再来週、2月18日火曜日14時から開催を予定しております。

また、5日水曜日10時から「肥料・飼料等専門調査会」が、6日木曜日10時から「企画等専門調査会」が、14時から「農薬第五専門調査会」が、来週、10日月曜日14時から「添加物専門調査会」が、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第971回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。